

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 2月8日(日)

投票時間 午前7時～午後8時



問多摩市選挙管理委員会事務局
☎(338)6886・㈹(338)6887

投票所入場整理券を送付します 2月6日ごろまで

届いた投票所入場整理券を、投票の際にお持ちください。ただし、到着は、投票日直前になる見込みです。

お持ちでない場合でも、選挙人名簿への登載が確認できれば投票できますので、「マイナンバーカード」・「健康保険証」・「運転免許証」などの本人確認書類を投票所にご持参いただき、係員に申し出てください。

選挙公報を全戸配布します 2月6日ごろまで

選挙公報は、公示日の立候補者の届出に基づいて作成され、東京都選挙管理委員会から各自治体に納品されます。

選挙公報の納品後速やかに、市内全戸に配布とともに、市内公共施設や期日前投票所に配置します。また、電子データを公式ホームページに掲載します。

当日投票所変更のお知らせ

第21投票区

投票所が変更になります。来場の際はご注意ください。

| 前回の投票所 (令和7年参議院議員選挙) |
|-------------------------|
| からきだ菖蒲館 |

| 今回の投票所 |
|--------------------|
| 鶴牧中学校 (鶴牧6-5-1) |

多摩市役所期日前投票所の場所が変わります

多摩市役所の期日前投票所が、西第一会議室から、本庁舎1階ロビーに変更になります。同じ敷地内での変更ですが、来場の際はご注意ください。

車で来場される場合は、本庁舎の駐車場をご利用ください。

最高裁判所裁判官国民審査のみ、期日前投票の開始日が異なります

今回の選挙では、衆議院議員選挙と、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間が異なります。衆議院議員選挙の期日前投票は、公示日の翌日(1月28日)から、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は2月1日から始まります。

1月28日(水)から1月31日(土)までの期間は、衆議院議員選挙の小選挙区・比例代表選出のみ投票可能です。この期間に期日前投票をした方には、最高裁判所裁判官国民審査の投票のみを後日行うための用紙をお渡しします。2月1日(日)以降の期日前投票所、もしくは指定の当日投票所で、その用紙を受付に提示し、国民審査の投票を行ってください。

投票を一度で済ませたい方は、2月1日(日)以降の期日前投票所、もしくは当日投票所にお越しください。

根拠：今回の選挙は、1月23日(金)解散、1月27日(火)公示となり、国民審査法第16条の2第1項ただし書の規定により、期日前投票期間が「審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間」となった。



当日投票所は指定されています。投票前にご確認ください

※入場整理券は世帯ごとにお送りしていますが、新有権者の方は、個別にお送りしています

今回の選挙で投票できる方

平成20年2月9日までに生まれた方で、令和7年10月26日以前から多摩市に住民登録をし、令和8年1月26日現在、引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国民。

今年になってから転居・転入・転出をした方は下表をご確認ください。

| | | |
|---|--|---|
| 以前から多摩市に住所を有し、市内で転居した方 | 1月22日以前に転居届を出した方 | 転居後の投票所で投票できます |
| | 1月23日以降に転居届を出した方 | 転居前の投票所で投票できます |
| 多摩市に転入した方 | 10月26日以前に転入届を出した方 | 投票できます |
| | 10月27日以降に転入届を出した方 | 多摩市では投票できません 前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください |
| 投票日前に多摩市外へ転出予定の方 (10月27日以降に多摩市外へ転出済の方) | 多摩市で投票できます ※期日前投票・不在者投票をご利用ください(裏面参照) | |

